

被扶養者に係る確認時 必要書類一覧(子)

(注) 個々の状況により、下表に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。

No.	続柄	扶養手当の有無	収入有無	区分	世帯	必要書類
1	子	有 ○有	無	18歳未満	－	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) その他、提出書類はありません
2			有		－	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) 収入がある場合は、状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書 (電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1以前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類
3		無	無有		同居	短期組合員及び任意継続組合員の被扶養者は、扶養手当「無」のため以下の書類を提出 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) 収入がある場合は、状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1以前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類
4					別居	短期組合員及び任意継続組合員の被扶養者は、扶養手当「無」のため以下の書類を提出 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) 収入がある場合は、状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書 (電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1以前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類

被扶養者に係る確認時 必要書類一覧(子)

(注) 個々の状況により、下表に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。

No.	続柄	扶養手当の有無	収入有無	区分	世帯	必要書類
5	子	有 ○有	無		—	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可)
6			有		—	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合ボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類
7		無	無	大学生・短大生 高専生は18歳以上	同居	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要)
8					別居	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要) ☐ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要)
9		無	有		同居	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合ボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類
10					別居	☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合ボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類

被扶養者に係る確認時 必要書類一覧(子)

(注) 個々の状況により、下表に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。

No.	続柄	扶養手当の有無	収入有無	区分	世帯	必要書類
11	子	有 ○有	無	上記以外の 18歳以上 大学院生 夜間、通信大 学生・高校生 専門学生 予備校生 就職浪人 フリーター等	—	☐ 申立書 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要)
12			有		—	☐ 申立書 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類
13		無	同居		☐ 申立書 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要)	
14			別居		☐ 申立書 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 非課税証明書(前年度が18歳以下(高校生以下)の場合は不要) ☐ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要)	
15		子	無		同居	☐ 申立書 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類
16					別居	☐ 申立書 ☐ 世帯全員の住民票(配偶者の連れ子の場合) ☐ 在学証明書(学生証の写し可) ☐ 送金証明(組合員の被扶養配偶者と子が同居している場合、進学による別居の場合は不要) 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書(電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のもの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類

※証明書類の有効期限は、市区町村発行の書類については戸籍謄本及び身体障害者手帳の写(内容等に変更がない場合に限る。)を除き原則として3か月、市区町村発行の書類以外は原則として1年間です。